

環境影響評価調査計画書審査意見書

「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線

（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業

種 類：道路の新設

3 延長及び区間

延 長：約 1. 7 k m

起 点：立川市羽衣町二丁目

終 点：立川市栄町四丁目

第2 意 見

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事用車両の走行に伴う大気汚染、道路交通騒音・振動については、本事業の工事用車両の走行ルートと想定される主要な道路の交通量に対する工事用車両の増加割合は少ないため、予測の対象としていない。

しかし、本事業区間周辺の土地利用状況は、低層戸建て住宅が多く、工事用車両の走行による地域への影響が懸念されるため、そのルートを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。